

第11回独立行政法人農林漁業信用基金漁業信用保険業務運営委員会 議事概要

1 日時及び場所

- (1) 日時 令和3年2月24日(水)13時10分～14時40分
- (2) 場所 東京都港区愛宕2-5-1 愛宕グリーンヒルズMORIタワー28階
独立行政法人 農林漁業信用基金 大会議室

2 出席者

※新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言下において、東京都が緊急事態措置の実施地域となっていることから、信用基金側出席者と運営委員会の委員長およびオブザーバーの石川水産経営課長以外の委員はウェブ会議形式での参加であった。

(1) 運営委員

出 資 者：木村委員、佐治委員、沢水委員、高橋委員、田中委員

学識経験者：市川委員、亀田委員、竹田委員、山下委員(出資者・学識経験者別 五十音順)

(2) 信用基金

今井理事長、森島副理事長、深水総括理事、小林理事、廣山理事

(3) オブザーバー(主務省)

石川水産庁漁政部水産経営課長

3 提出議案

(1) 審議事項

① 農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務に関する業務方法書の変更(案)について

② 令和3年度年度計画(案)について

(2) 報告事項

① 漁業信用保険料率算定委員会の結果について

② 漁業信用保険業務運営の検証委員会の結果について

(3) 情報提供

① 新型コロナウイルス感染症の影響について

(4) その他

4 議事経過の概要及びその結果

上記3(1)の議案について信用基金から説明がなされた後、審議が行われ、原案どおり承認された。

その後、上記3(2)について信用基金からの説明が行われた。また、上記3(3)について各委員から情報が提供され、出席者の間で意見交換が行われた。

運営委員からの主な質問等は以下のとおり。カッコ内は、これに対する信用基金の説明。

【質問等】

(1) 審議事項

① 農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務に関する業務方法書の変更(案)について

○ 前回の運営委員会で保険料率の特例措置について議論したが、その後の経過について説明を願う。

(前回の運営委員会で議論された保険料率の特例措置は、積立ぷらすに加入している漁業者を対象に行うものであったが、この特例措置については主務省の理解が得られず断念せざるを得なかった。他方、一部の漁業信用基金協会から、災害が多くなっている中で、被災者を対象とした保険料率の特例措置導入につき要望があり、農業信用保険業務の事例を参考にしながら制度設計を行い、保険料率の特例措置を設けることとし、業務方法書の変更認可の申請を行うこととした。)

② 令和3年度年度計画（案）について

○ 農業信用保険業務と林業信用保証業務には、融資機関等への訪問等により保証保険制度の普及促進や利用促進という柱が立てられているが、漁業信用保険業務には、これらが盛り込まれていないのはなぜか。漁業信用保険業務でも制度の普及促進や利用促進を柱立てしていただきたい。

（ 主務省が策定した中期目標に基づき、それぞれの項目を実現する形で中期計画・年度計画が作成されることから、農業や林業とは建付が異なっていることは了承いただきたい。一方、保証保険の拡大は重要と考えており、漁業信用保険業務の普及推進や利用促進を今後も行っていきたいと考える。 ）

(2) 報告事項

① 漁業信用保険料率算定委員会の結果について

（ 質疑なし ）

② 漁業信用保険業務運営の検証委員会の結果について

○ 金融機関とリスクを共有しながら漁業者の経営を支えていくことがあるべき姿と考えている。そのため、部分保証やペナルティ方式の拡大は反対しないが、漁業者への資金供給が滞らないよう金融機関の意見を聴取し現実的な対応を検討いただきたい。

（ 具体的な責任共有のあり方は、金融機関と保証協会との間で最終的に決定すべきことから画一的なものにする考えはないが、一定のスピード感を持って関係者の意見を伺いながら進め、漁業者に安定的な融資が行われるよう今よりも良い方向に進めたい。 ）

(3) 情報提供

○ 新型コロナウイルス感染症対策として、対策資金を作った。県版の対策資金、公庫のセーフティーネット資金と併せて全国で4,500件、860億円（令和2年12月末現在）程度実績がある。

○ コロナによる運転資金の不足については、漁業者はセーフティーネット資金を活用しており、当資金は1～2年の据置期間があるため、3年後の償還が始まるまでに財務改善が行われるよう見直しを行い、経営が続けられるように金融機関と協力したい。

○ 養殖業などで政府系金融機関からの融資が多額に出ている状況である。公庫の資金は保証料が不要であり、責任共有制度の拡充などを強調していくと、保証推進が難しくなることも懸念されることから、十分慎重に進めていただきたい。

○ 販路の減少や魚価の低迷など厳しい状況にある。特に養殖業が心配で代位弁済に至る可能性がある者も出てくるのではないかと懸念しており、金融機関と連携し期中管理含めて対応していく。

○ 新型コロナウイルス感染症の影響で水産物の主要取引先である飲食店の営業自粛により利用者が減少しており、バンクミーティングを通じての元金の据え置きが目立ってきている。今後も金融機関と情報交換しながら、適切に対応していく。

○ 新型コロナウイルス感染症の影響は飲食業や観光業で大きいですが、アンケート調査を行ったところ、小さな事業者にはあまり影響は出ていないようだ。設備の大きなところなど比較的に大きな企業には大きく影響が出ている。

○ 新型コロナウイルス感染症の影響で需要がなく苦しい状況である。コロナの状況においては、魚1匹丸のままではなく、加工での需要が高まり流通形態が変化してきたと感じている。加工に関する資金需要が高まるのではないかと。

以上